

別紙2

祝い金に関する内規

各種催事等に出席する場合の祝い金は、開催される場所等に応じて、支出するものとする。

平成18年6月1日から適用

| 開催場所 | 支出額 |
|----------|---------|
| 集会所・進修館等 | 3,000円 |
| 割烹・料亭等 | 10,000円 |
| その他 | 5,000円 |

<留意点>

この基準の他、町長が必要と認めた場合は、支出するものとする。